

山口市が著作権を有する広報用画像・動画の二次利用に関する運用ガイドライン

令和8年8月20日

山口市広報広聴課

1 目的

本ガイドラインは、山口市がシティセールスや観光を目的として作成した著作権を有する広報用画像・動画の適切な利用及び権利保護を図るとともに、市政情報等の発信や市の魅力発信を推進することを目的とする。

2 対象

本ガイドラインの対象は、山口市が著作権を有する広報用画像・動画で、以下の素材（以後、素材という）とする。

- ・写真（静止画）
- ・動画（映像・音声を含む）
- ・図表・イラスト等の視覚素材

3 利用方針（基本ルール）

市民・団体・事業者は、以下の条件のもとで素材を利用できる。

(1) 申請が必要な場合

以下の場合には市の事前承認を必要とする。

- ・営利目的での利用（広告、商品販売、サービス提供等）
- ・素材を加工・編集し、独自コンテンツとして再配布する場合
- ・テレビ・雑誌・Web 媒体等での商用掲載
- ・大規模なイベント・プロモーションでの使用

(2) 申請が不要な場合

以下に該当する場合、申請不要で利用可能とする。

- ・市のシティセールス・観光への寄与が認められる場合
- ・教育・研究目的での利用

4 禁止事項

以下の利用は一切禁止する。

- ・法令または公序良俗に反する使用
- ・市の信用・品位を損なう使用

- ・政治活動や選挙活動への利用
- ・特定の宗教活動への利用
- ・誤解を招く形での使用（市の後援や関与を誤認させる表現）
- ・被写体（人物等）の権利を侵害する利用
- ・第三者の著作権・肖像権等を侵害する行為
- ・再配布（素材をそのまま配布・販売する行為）

5 クレジット表示

素材使用時は以下のいずれかの表示を原則とする。

- ・「山口市提供」、「提供：山口市」、「©山口市」など

6 素材の加工

以下の範囲で加工を認める。

- ・トリミング、サイズ変更
- ・明るさ・色調整
- ・テロップ・説明文の追加

ただし、以下は禁止とする。

- ・元の趣旨を歪める改変
- ・事実関係を誤認させる合成・編集

7 権利の取り扱い

- ・素材の著作権は市または正当な権利者に帰属する
- ・市は利用により生じた、いかなる損害についても責任を負わない
- ・被写体に人物が含まれる場合、肖像権の扱いに十分留意すること

8 利用申請手続き

（許可が必要な場合）

(1) 申請書記載内容

- ・画像・動画の内容
- ・使用目的
- ・使用方法（掲載物等の名称・URL、掲載期間、内容（詳細））
- ・加工内容の有無 など

(2) 審査基準

以下を総合的に判断する。

- ・市の施策・方針との整合性
- ・社会的影響
- ・素材の適切性
- ・権利関係の問題有無

(3) 許可条件

必要に応じて条件を付すことがある。

9 利用停止・是正

以下いずれかに該当する場合、市は使用許可を取り消すとともに、利用停止または是正を求めることができる。

- ・本ガイドライン違反が確認された場合
- ・不適切な利用と判明した場合
- ・社会的影響が問題となった場合

10 免責事項

- ・市は素材の内容の正確性・安全性を保証しない
- ・利用者が素材を使用したことにより生じたトラブルについて、市は一切の責任を負わない

11 ガイドラインの改定

本ガイドラインは、必要に応じて改定することがある。

【別紙様式】

- ・「使用許可申請書（画像・動画）」
- ・「使用許可通知書（画像・動画）」
- ・「使用許可取消通知書（画像・動画）」